

青森県報

第三千四百二十一号

平成二十三年

八月三日

(水曜日)

目次

告 示

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出………	(健康福祉課)	一
右 同 ……	(同)	一
右 同 ……	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 ……	(同)	二
右 同 ……	(同)	二
右 同 ……	(同)	二
右 同 ……	(同)	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地変更の届出 ……	(同)	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出 ……	(同)	六
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出 ……	(同)	七
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の再開の届出 ……	(同)	七
漁船保険付保義務の同意を求めるための届出 ……	(三)	八

(三) 八 地 域 …… 七

公 告

開発行為に関する工事の完了 …… (建築住宅課) …… 八

告 示

青森県告示第六百四十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施 設 の 種 類	廃 止 年 月 日
特別養護老人ホーム △やくら荘	八戸市大字榊引字下矢 倉二一の二	介護老人福祉施設	平成三三・三三

青森県告示第六百四十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)以下「例による生活保護法」という。(第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	医療法人泰人会	住所	八戸市新井田西二丁目一の二五	廃止年月日	平成三・四・一
居宅介護事業者	名称	株式会社あいびす	住所	八戸市大字薬師一丁目九の二二	廃止年月日	平成三・四・三
居宅介護事業者	名称	特別養護老人ホームやぐら	住所	八戸市大字櫛引字下矢倉二二の二	指定年月日	平成三・四・一
居宅介護事業者	名称	新井田クリツク訪問介護事業所	住所	八戸市新井田西二丁目一の二五	指定年月日	平成三・四・一
居宅介護事業者	名称	訪問看護ステーションあいびす	住所	弘前市大字城東中央五丁目四の二五	指定年月日	平成三・四・三
居宅介護事業者	名称	訪問看護ステーションあいびす	住所	弘前市大字薬師一丁目九の二二	指定年月日	平成三・四・三

青森県告示第六百四十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	医療法人泰人会	住所	八戸市新井田西二丁目一の二五	廃止年月日	平成三・四・一
介護予防事業者	名称	株式会社あいびす	住所	弘前市大字薬師一丁目九の二二	廃止年月日	平成三・四・三
介護予防事業者	名称	特別養護老人ホームやぐら	住所	八戸市大字櫛引字下矢倉二二の二	指定年月日	平成三・四・一
介護予防事業者	名称	新井田クリツク訪問介護事業所	住所	八戸市新井田西二丁目一の二五	指定年月日	平成三・四・一
介護予防事業者	名称	訪問看護ステーションあいびす	住所	弘前市大字城東中央五丁目四の二五	指定年月日	平成三・四・三
介護予防事業者	名称	訪問看護ステーションあいびす	住所	弘前市大字薬師一丁目九の二二	指定年月日	平成三・四・三

青森県告示第六百四十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	特別養護老人ホーム八ヒネスやぐら
所在地	八戸市大字櫛引字下矢倉二二の二
施設の種別	介護老人福祉施設
指定年月日	平成三・四・一

青森県告示第六百四十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者
所在地	住所
名称	居宅介護事業者
所在地	住所
指定年月日	指定年月日

株式会社太陽	株式会社北斗医理科	社会福祉法人豊寿会	株式会社ル・ラボール	株式会社善世会	株式会社コ	株式会社しあわせ	株式会社クワイフタツ	社会福祉法人東北赤松福祉会	小倉和也	久米田俊子	社会福祉法人フアミリ
弘前市大字外崎三丁目四の四	弘前市大字在府町一八	八戸市大字妙字分枝二七の一	弘前市大字和徳町一二四の一	弘前市大字五代字従弟沢一〇三〇の五〇	弘前市大字原ケ平二丁目五の三	弘前市大字南大町二丁目二の二	弘前市大字高田三丁目一の一〇	上北郡東北町字往来ノ下三三の三	八戸市大字常海町一三の二サンデユエル内丸八〇二	弘前市大字青山五丁目四の二	三戸郡五戸町字姥堤三四の一
訪問介護	"	"	"	訪問看護	訪問介護	"	通所介護	訪問介護	居宅療養管理指導	"	短期入所生活介護
訪問介護事業所太陽	北斗ヘルパーステーション	ヘルプフル妙光園	ホームサポルト呼鈴	訪問看護ステーション高館山	訪問介護ステーション	しあわせ介護	ハピリンゼンターひろさき	ぱぶらへるパークセンター	はちのへつアミリッククリニック	久米田歯科医院	特別養護老人ホームハピネスやくら
弘前市大字外崎三丁目四の四	弘前市大字富野町三の四	八戸市大字妙字分枝二七の一	弘前市大字松ケ枝一丁目一の一	弘前市大字若葉一丁目二の八コボ日善二〇二	弘前市大字原ケ平二丁目五の三	弘前市大字南大町二丁目二の二	弘前市大字高田三丁目一の一〇	上北郡東北町字往来ノ下三三の三	八戸市城下四丁目一の一	弘前市大字神田五丁目七の一	八戸市大字櫛引二丁目下矢倉二二の二
平成三一年	"	"	"	"	三三・四二〇	三三・四一	三三・五一	三三・四一	三三・五一	"	三三・四一

青森県告示第六百四十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法

（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三村 申 吾

居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指定年月日
名 称	所 在 地	
株式会社太陽	弘前市大字外崎三丁目四の四	平成三一年
株式会社しあわせ	弘前市大字南大町二丁目二の二	平成三一年

青森県告示第六百四十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三村 申 吾

介護予防事業者	介護予防事業所	指定年月日
名 称	所 在 地	
株式会社太陽	弘前市大字外崎三丁目四の四	平成三一年
株式会社しあわせ	弘前市大字南大町二丁目二の二	平成三一年

久米田俊子	小倉和也	社会福祉法人東北赤松福祉会	青森県高齢者福祉生活協同組合	ライフタツク株式会社	株式会社しあわせ	株式会社ユ	株式会社善世会	株式会社ルウ・ラボ	社会福祉法人豊寿会	有限会社北斗医理科
弘前市大字青山五丁目四の二	八戸市大字常海一丁目三の二	三往來ノ下三三三の三	八戸市江陽二丁目一の三二	弘前市大字高田三丁目一の一〇	弘前市大字南大町二丁目二の二	弘前市大字原ケ五平二丁目五の三	弘前市大字五代〇の五〇	弘前市大字和徳町一二四の一	八戸市大字妙字分枝二七の一	弘前市大字在府町一八
"	介護予防防養管理指導	訪問介護	"	通所介護	"	訪問介護	訪問看護	"	"	"
久米田歯科	はちのへつクリニック	ぱらぱらセンター	デイサービスセンター	ハピネスセンター	しあわせ介護	訪問介護センター	訪問看護高館山	ホームサポ	ハルフル	北斗ヘルパーステーション
弘前市大字神田五丁目七の一	八戸市城下四丁目一の一	三往來ノ下三三三の三	八戸市江陽二丁目一の三二	弘前市大字高田三丁目一の一〇	弘前市大字南大町二丁目二の二	弘前市大字原ケ五平二丁目五の三	弘前市大字若葉一丁目二の八〇	弘前市大字松ケ枝一丁目一の一	八戸市大字妙字分枝二七の一	弘前市大字富野町三の四
"	三・五・一	三・四・一	三・四・七	三・五・一	三・四・一	三・四・二〇	"	三・四・一	"	"

青森県告示第六百五十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護

機関から所在地並びに居宅介護事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
"	"	"	"	"	"	医療法人 仁泉会		名称	居宅介護事業者	
八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	八戸市大字直	主たる事務所在地	居宅介護事業者の種別	
"	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	通所介護		名称	居宅介護事業者	
"	おヨステえが	おヨステえが	おヨステえが	おヨステえが	おヨステえが	おヨステえが	おヨステえが	名称	居宅介護事業者	
十二番町二	十二番町二	十二番町二	十二番町二	十二番町二	十二番町二	十和瀬字中	十和瀬字中	所在地	年月日	
三・三・一	三・三・一	三・三・一	三・三・一	三・三・一	三・三・一	平成	平成			

青森県告示第六百五十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
"		"		医療法人 仁泉会		名 称	介護予防事業者
八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	主たる事務 所の所在地	介護予防 事業の種類
訪問介護 訪問看護		訪問看護 訪問看護		通所介護 通所介護		類 別	介護予防 事業の種類
医療法人 仁泉会 八戸市 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目		訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護 訪問看護		デイサービス デイサービス デイサービス デイサービス デイサービス		名 称	介護予防 事業所
"		"		十和田市大 字奥瀬五 平一五五		所 在 地	介護予防 事業所
"		"		平成 三〇・三 一		年 月 日	変 更

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		"		"		"		"		"	
八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目	八戸市大字 八木一丁目 八郎原一丁目 太郎山一丁目 太郎山一丁目
通所介護 訪問介護 訪問看護		短期介護 訪問看護 訪問看護		訪問介護 訪問看護 訪問看護		訪問介護 訪問看護 訪問看護		"		訪問看護 訪問看護	
"		"		"		介護老人 施設 八戸市 高田		"		訪問看護 訪問看護	
"		"		"		十和田市大 字相坂八 清水七 四〇七		十和田市西 十二番 の二七		十和田市西 十二番 の二七	
"		"		"		"		三〇・三 一		三〇・三 一	

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
"		株式会社 オアシス		社会福祉 法人一葉社		"	
弘前市大字 館野一丁目 三の二三	弘前市大字 館野一丁目 三の二三	弘前市大字 泉野五丁目 八の八	弘前市大字 泉野五丁目 八の八	弘前市大字 福村字新館 添五〇の八	弘前市大字 福村字新館 添五〇の八	八戸市大字 河原木字八 太郎山一〇	八戸市大字 尻内町字直 田八一
"		介護予防 訪問介護		介護予防 訪問介護		介護予防 認知症対 応型共同 生活介護	
"		ヘルパー ステーション システム		ことぶき 荘ホーム ヘルプサ ム事業所		グループ ホームに こむに	
弘前市大字 外崎三丁目 四の七	弘前市大字 外崎三丁目 四の七	弘前市大字 外崎三丁目 四の七	弘前市大字 外崎三丁目 四の七	弘前市大字 福村字早稲 田二七の一	弘前市大字 福村字新館 添五〇の八	和田市大 字相坂字高 清水一六	和田市大 字相坂字高 清水一六
三 五 一		三 五 一		三 五 一		"	

青森県告示第六百五十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
"		"		医療法人仁 泉会		居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所 所在地
八戸市大字 原木字八太郎 山一〇の八一	八戸市大字 内町字直田八 一	八戸市大字 内町字直田八 一	八戸市大字 内町字直田八 一	八戸市大字 原木字八太郎 山一〇の八一	八戸市大字 内町字直田八 一	居宅介護支援事業者 名称 所在地 年月日
"		在宅介護支援 センター「ハ トランド」		医療法人仁泉 会おしどりの 里在宅介護支 援センターお いらせ		
和田市大 字相坂字高 清水五〇	和田市大 字相坂字高 清水五〇	和田市大 字相坂字高 清水五〇	和田市大 字相坂字高 清水五〇	和田市大 字奥瀬字中 平一五六	和田市大 字奥瀬字中 平一五六	
三 五 一		三 五 一		平 成 三 五 一		

青森県告示第六百五十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から再開した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人泰人会	八戸市新井田西二丁目一の二五	新井田クリツク居宅介護支援センター	八戸市新井田西二丁目一の二五	平成 三・四・一
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	再開年月日
居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		

青森県告示第六百五十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	指定漁船調書の縦覧
加入区の名	発起人の住所及び氏名
階上	三戸郡階上町大字道仏字小舟渡五〇番地 佐京 登 三戸郡階上町大字道仏字鹿倉九四番地 畑 中 清 二 三戸郡階上町大字道仏字浜久保二七番地 三三二 中島 武美
期間	平成二十三年八月三日から同月十七日まで
場所	階上漁業協同組合

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十三年八月三日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
一 十和田市大字深持字佐々木平一三四の	十和田市大字深持字明戸一五 社会福祉法人純心会

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭